ロ　法第十七条の三十六第五項第十三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

第三十二条　法第十七条の三十六第五項第十四号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第五項第十四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

二　法第十七条の三十六第五項第十四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号介護事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　（略）

（法第十七条の三十六第五項第十号に掲げる事項に関する同意）

第三十三条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十七項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の平面図

ニ～リ　（略）

二　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～リ　（略）

三　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

四　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

ロ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

第三十二条　法第十七条の三十六第四項第十号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

二　法第十七条の三十六第四項第十号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　（略）

（法第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項に関する同意）

第三十三条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の平面図

ニ～リ　（略）

二　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～リ　（略）

三　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

四　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）